

燕市下水道課からのお知らせ

令和8年5月検針分（令和8年6月請求分）から

下水道使用料が変わります

令和7年9月議会において燕市下水道条例の一部が改正されました。

※特定環境保全公共下水道の区域（長辰地区）を除きます。

区分		単位	令和8年 4月検針分まで 月額（税抜）	令和8年 5月検針分から 月額（税抜）	令和10年 5月検針分から 月額（税抜）	
水道汚水	基本料金	10m ³ まで	820円	▶ 1,025円	▶ 1,230円	
	従量料金 1m ³ につき	一般 汚水	11~20m ³	96円	▶ 120円	▶ 144円
			21~50m ³	109円	▶ 136円	▶ 164円
			51~100m ³	119円	▶ 149円	▶ 179円
			101m ³ ~	132円	▶ 165円	▶ 198円
	公衆浴場 汚水	11m ³ ~	8円	▶ 10円	▶ 12円	
その他汚水		1m ³ につき	41円	▶ 51円	▶ 62円	

使用料早見表

(一月当たり)

【計算例】 令和8年5月分から、汚水量25m³の場合

$$\begin{array}{r}
 \underline{1,025\text{円}} \\
 \text{基本料金} \\
 \text{(10m}^3\text{まで)}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \underline{120\text{円} \times 10\text{m}^3 + 136\text{円} \times 5\text{m}^3} \\
 \text{従量料金} \\
 \text{(水量区分に応じた単価に汚水量を乗じた額)}
 \end{array}
 = 2,905\text{円}$$

(円)

汚水量 (m ³)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
使用料 (税抜)	現行	820	820	820	820	820	820	820	820	820
	令和8年 5月検針分から	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
	令和10年 5月検針分から	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230

汚水量 (m ³)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
使用料 (税抜)	現行	916	1,012	1,108	1,204	1,300	1,396	1,492	1,588	1,684
	令和8年 5月検針分から	1,145	1,265	1,385	1,505	1,625	1,745	1,865	1,985	2,105
	令和10年 5月検針分から	1,374	1,518	1,662	1,806	1,950	2,094	2,238	2,382	2,526

汚水量 (m ³)	25	30	35	40	50	60	70	80	90	100
使用料 (税抜)	現行	2,325	2,870	3,415	3,960	5,050	6,240	7,430	8,620	9,810
	令和8年 5月検針分から	2,905	3,585	4,265	4,945	6,305	7,795	9,285	10,775	12,265
	令和10年 5月検針分から	3,490	4,310	5,130	5,950	7,590	9,380	11,170	12,960	14,750



燕市都市整備部下水道課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL.0256-77-8293 (直通) FAX.0256-92-2118

【URL】 <https://www.city.tsubame.niigata.jp>

【e-mail】 gesui@city.tsubame.lg.jp



▲下水道使用料改定に関するページ